

「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則（案）」及び「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）（案）」に関する意見募集について

平成 25 年 11 月 1 日
厚生労働省健康局
移植医療対策推進室

「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則（案）」及び「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）（案）」に関し、下記のとおり御意見を募集いたします。

記

1 意見募集対象

「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則（案）の概要」＜別添 1＞及び「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）（案）の概要」＜別添 2＞

記

2 意見募集期間

平成 25 年 11 月 1 日（金）から平成 25 年 11 月 30 日（土） 17：00 まで
（郵送の場合は同日必着）

3 資料の入手方法

意見公募対象となる案の概要については、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口【e-Gov】（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

4 意見の提出方法

御意見につきましては、以下のいずれかの方法で、日本語にて提出してください。（2）及び（3）で御提出いただく場合は、意見書（別紙様式）に記載の上、件名に「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則（案）」

又は「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）（案）」と御記入願います。

なお、電話による御意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。
- (2) 郵送の場合
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康局移植医療対策推進室あて
- (3) FAXの場合
FAX番号：03-3593-6223
厚生労働省健康局移植医療対策推進室あて

5 意見記入要領

氏名・住所等の連絡先（電話番号、お持ちであればFAX番号及び電子メールアドレス）を必ず明記のうえ、御意見の概要及び理由（日本語に限ります。）を御記入ください。

6 意見提出上の留意事項

提出されました御意見は、取りまとめの上、電子政府の総合窓口【e-Gov】(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載いたします。

掲載に当たっては、氏名及び住所等の連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

別紙様式

意見書

平成 年 月 日

厚生労働省健康局移植医療対策推進室 へ

氏名（注1）：

郵便番号：〒 -

住所（注2）：

電話番号：

FAX番号：

電子メールアドレス：

「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則（案）」

「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）（案）」

に関して意見を提出いたします。

※ 意見を提出されるものにを入れて下さい。

（以下に意見の概要及び理由を記載してください。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付してください。）

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

注2 法人又は団体にあつては、その所在地を記載してください。

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。別紙に記載する場合はページ番号を記載してください。